

庄内空港賑わい創出事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、庄内地域の自治体、又は庄内空港内に事務所若しくは事業拠点を有する法人、又はそれらの推薦を受けたものが、庄内空港で行うイベント等を通じて、庄内空港の賑わい創出や庄内空港就航路線の利用を促進する取組みに対して行う助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 助成金交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、以下のすべてに該当するもののうち、庄内空港の賑わい創出や庄内空港就航路線の利用を促進する取組みとして庄内空港利用振興協議会（以下「協議会」という。）が認めるものとする。

- (1) 空港の運営の妨げにならないもの
- (2) 政治活動及び宗教活動を目的としないもの
- (3) 国・県・市町等から助成事業に助成等を受けていないもの（第4条第1号に定める者が申請した助成事業において、事業者自らが負担する費用は除く）

(実施場所)

第3条 助成事業の実施場所は、協議会が指定する庄内空港ターミナルビル内とする。

(対象事業者)

第4条 助成金交付の対象となる事業者（以下「事業者」という。）は、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 庄内地域の自治体
- (2) 庄内空港内に事務所若しくは事業拠点を有する法人
- (3) 上記(1)又は(2)からの推薦を受けた法人又は任意団体で、代表者、役員等が暴力団、暴力団員又は密接な関係を有するもの等に該当しないもの

(助成対象経費)

第5条 助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、交際費、関係者の飲食に要する経費その他、助成対象経費として協議会が不適当と認める経費は、助成対象経費としない。

- (1) 通信運搬費（郵送料等）
- (2) 消耗品費（事務用品、景品等）
- (3) 印刷製本費（パンフレット製作費等）
- (4) 広告宣伝費（新聞・Web広告の掲載費等）
- (5) 手数料（クリーニング代、警備費等）
- (6) 燃料費（ガソリン代等）
- (7) 賃借料（会場・バス・機材借上費等）
- (8) 保険料（傷害保険料、賠償責任保険料等）
- (9) 諸謝金（謝金等）
- (10) 委託費（会場設営費等）

- (11) 販売促進費（空港利用者へのクーポン配付相当額等）
- (12) 前 11 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める経費
（助成金額）

第 6 条 協議会は、この要綱に基づき、助成金を交付する。

- 2 助成金の額は、助成対象経費の 3 分の 2 以内の額（千円未満の端数は切捨て）又は助成限度額 20 万円のいずれか低い金額とする。

（助成金額の交付申請）

第 7 条 前条に規定する助成金の交付を受けようとする事業者は、助成金交付申請書（様式第 1 号）を助成事業実施の 10 日前までに協議会に提出しなければならない。

- 2 第 3 条の場所で助成事業を実施する場合は、助成事業実施の 15 日前までに、助成事業及び実施場所について協議会と協議し、了承を得たうえで申請しなければならない。

（交付の決定）

第 8 条 協議会は、前条の交付申請に係る書類を審査し適当と認めた場合は、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行う。ただし、協議会は、必要に応じて当該助成金を交付するための条件を付加することができる。

- 2 協議会は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、交付決定通知書（様式第 2 号）により事業者へに通知する。

（変更及び中止）

第 9 条 事業者は、前条の交付決定の内容に増額変更が生じた場合又は助成事業を中止する場合は、速やかに助成金交付変更・中止申請書（様式第 1－2 号）を協議会に提出しなければならない。

- 2 協議会は、当該書類を審査し適当と認めた場合は、交付決定変更・中止通知書により事業者へに通知する。

（実績報告）

第 10 条 第 7 条第 2 項の交付決定又は前条第 2 項の交付変更決定を受けた事業者は、当該事業の完了後、実績報告書（様式第 3 号）を速やかに協議会まで提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第 11 条 会長は、前条の報告があった場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、助成金の額の確定を行い、当該事業者へに通知するものとする。

- 2 交付額の確定にあたり、事業の実施に伴う収入があり、当該事業による収入が費用を上回る場合は、助成金の額から利益相当額（事業収入－費用）を控除する。

（助成金の支払い）

第 12 条 協議会は、前条の実績報告書及び助成金請求書の内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに事業者へに助成金を支払う。

（交付決定の取消し等）

第 13 条 協議会は、事業者が虚偽の交付申請を行ったことが判明したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、助成金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 協議会は、第1項による取消しをしたときは、速やかに、交付決定変更・中止通知書（様式第2－2号）により事業者に通知する。

4 協議会は、助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

（手続きの電子化）

第14条 申請者は、第7条第1項、第9条第1項、第10条に定める書類を協議会に電子媒体（PDF）にて提出することができる。

2 協議会は第8条第2項、第9条第2項、第12条第3項に定める書類を電子媒体（PDF）にて通知することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

庄内空港利用振興協議会 会長 様

住 所

申 請 者

代表者職氏名

庄内空港賑わい創出事業助成金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、庄内空港賑わい創出事業助成金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係資料を添えて助成金の交付を申請します。

記

1 助成金交付申請額： 金 円

2 事業計画書（別紙 1）

【お問い合わせ先】

庄内空港利用振興協議会事務局[庄内総合支庁総務課連携支援室]

住所 〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1

TEL / 0235-66-5442 E-mail / yshonairenkei@pref.yamagata.jp

別紙 1

実 業 計 画 書

1 概要

事 業 名	
実 施 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (日間)
実 施 場 所	
事 業 目 的	
事 業 内 容 ※企画内容、実施 方法等について具 体的に記入してくだ さい。	
問 い 合 わ せ 先	担当者名 : TEL : メールアドレス :

2 収支予算書

(1) 収 入

区 分	金 額(円)	内 訳
協議会助成金		
当該事業による収入(a)		
自主財源		
合 計		

(2) 支 出

区 分	金 額(円)	内 訳	助成対象経費(円)
合 計 (b)		助成対象経費 計	

【助成金の額から控除する利益相当額(※1)】 (a) - (b) = 円

※1 当該事業による収入から費用を控除した額

〔備考〕支出の欄は、交付要綱第5条の表に掲げた科目ごとに記載してください。

様式第 1－2 号（第 9 条関係）

令和 年 月 日

庄内空港利用振興協議会 会長 様

住 所

申 請 者

代表者職氏名

庄内空港賑わい創出事業助成金交付変更・中止申請書

令和 年 月 日付け庄内空港賑わい創出事業助成金交付申請を下記のとおり
変更します。

記

事 業 名：

変 更 内 容：取消 変更（増額）

理由及び内容：

様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

様

庄内空港利用振興協議会 会長

庄内空港賑わい創出事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった庄内空港賑わい創出事業助成金について、
下記のとおり決定したので通知する。

記

1 事業名：

2 助成金交付決定額： 金 円

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

庄内空港利用振興協議会 会長 様

住 所

申 請 者

代表者職氏名

庄内空港賑わい創出事業助成金実績報告書兼助成金請求書

令和 年 月 日付けで助成金交付決定のあった助成事業を実施しましたので、
庄内空港賑わい創出事業助成金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり
実績報告し、助成金を請求いたします。

記

1 事業内容： 別紙2のとおり

2 助成対象事業費： 金 円

金融機関名	(支店名：)
口座種別	1. 普 通 2. 当 座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

別紙 2

事業実績報告書

1 概要

事業名	
実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)
実施場所	
事業実施状況 ※実施した事業の具体的な内容	
問い合わせ先	担当者名： TEL： メールアドレス：

2 収支決算書

(1) 収 入

区 分	金 額(円)	内 訳
協議会助成金		
当該事業による収入 (a)		
自主財源		
合 計		

(2) 支 出

区 分	金 額(円)	内 訳	助成対象経費(円)
合 計 (b)		助成対象経費 計	

【助成金の額から控除する利益相当額(※1)】 (a) - (b) = 円

※1 当該事業による収入から費用を控除した額

[備考]・当該事業の実施状況が判別できる資料を写真も含めて添付してください。

・支出の欄は交付要綱第5条の表に掲げた科目ごとに記載し、対象経費の根拠となる資料を添付してください。